

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院局事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)		施設	(略)	
	院長（区分1種又は2種のものを除く。） <u>新発田病院リウマチセンター長</u> (略)	3種		院長（区分1種又は2種のものを除く。） (略)	3種
	(略)			(略)	
	(略) 中央病院内視鏡センター長 がんセンター新潟病院 がんゲノム医療センター長 <u>中央病院教育研修センター長</u> 新発田病院教育研修センター長 <u>新発田病院リウマチセンター副センター長</u>	5種		(略) 中央病院内視鏡センター長 <u>吉田病院消化器内視鏡センター長</u> がんセンター新潟病院 がんゲノム医療センター長 新発田病院教育研修センター長	5種
	(略) <u>新発田病院リハビリテーション技師長</u> (略)	5種		(略) <u>リウマチセンターリハビリテーション技師長</u> (略)	5種
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。